

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください(登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください)

ご連絡ください 冠水箇所

市では冠水箇所の対策を常に検討しています。

ご自宅付近等で冠水の多い箇所、大きな水たまりができてしまう箇所の情報を施設課下水道グループへお知らせください。当該箇所の原因を追究していきます。

福生市を「雨に強いまち、冠水の無いまち」にするためにご協力をお願いします。

【問合せ】施設課下水道グループ ☎ 551・1968

都市計画区域マスタープランへの意見を募集します

東京都都市整備局では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)の改定に伴い、計画案の縦覧・公述申出及び公聴会を行います。

【縦覧期間】 5月16日(金)～30日(金)
【縦覧場所】 東京都都市整備局都市計画課または市役所第一棟3階まちづくり計画課計画担当窓口

【意見募集】 公聴会での公述または都市整備局ホームページ (http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp) で募集します。
【公述の申出】 同計画区域内に在住または計画案に利害関係がある方で、公聴会で公述希望の方は、公述申出書を30日(金)(必着)までに〒163-8001新宿区西新宿2-8-1東京都都市整備局都市計画課へ提出し

てください。

【公聴会日時・場所】
① 6月23日(月)午後1時～立川市女性総合センター・アイム
② 6月27日(金)午後7時～東京都庁議会棟都民ホール

【定員】 当日先着100人程度
【問合せ】 東京都都市整備局都市計画課 ☎ 03・5388・3322

ひとりぐもまず、まず相談を

①「リハビリ相談会」

高齢者や身体に障害をお持ちの方及びその家族、介護職員として働いている方等を対象に、リハビリ全般について理学療法士が個別に相談をお受けします。

【日時】 6月7日(土)午後1時30分～3時30分

【場所】 福祉センター2階理学療法室※直接会場へ。

②「身近な法律相談」

高齢者・障害者の皆さんの遺産相続・財産管理・遺言書作成・人権擁護・成年後見などについて、弁護士が相談に応じます。

【日時】 6月18日(水)午後2時～4時

【場所】 福祉センター相談室
【対象】 高齢者・障害者やその家族など

【定員】 先着3人(予約制)
※初めての相談の方に限ります。相談内容は秘密厳守。

【申込み】 5月19日(月)から(日曜を除く)午前8時30分～午後5時15分(間に) 社会福祉協議会・成年後見センター 福生 ☎ 552・5027へ。

●● 児童育成手当の手続きはお早めに！ ●●

市では、家庭生活の安定と児童の健全な育成のため、お子さんを養育している方に、児童育成手当を支給しています。

【児童育成手当(育成手当)】

18歳に達した年度の末日までの児童を養育している母子家庭・父子家庭の保護者

【児童育成手当(障害手当)】

次の児童(20歳未満)を養育している方

- ① おおむね身体障害者手帳2級以上または愛の手帳3度以上
② 脳性麻痺または進行性筋萎縮症

毎年5月は認定の切り替え月となりますので、所得額等で前年度該当しなかった場合でも、今年度は該当する場合があります。5月中に手続きをしてください。

【現況届について】 児童手当・児童育成手当の現況届を5月末に送付します。詳しくは同封のご案内をご覧ください。

【問合せ】 子育て支援課子育て支援係 ☎ 551・1737

災害ボランティア養成講座
地域の受援力を高めるために

災害支援活動は、そもそも何のために、誰のために展開されるのか。地域の中で支え合うことの大切さは、被災地で支援活動をされた方の体験から、災害ボランティアの基礎を講義や実習を通じて学びます。

【日時】 6月28日(土)午後1時～5時

【場所】 福祉センター
【対象】 市内在住・在勤・在学の方を優先

【定員】 先着30人
【講師】 李仁鉄氏(NPO法人にいがた災害ボランティアネットワーク事務局長)

【申込み】 5月19日(月)から(日曜を除く)午前8時30分～午後5時15分(間に) 社会福祉協議会・成年後見センター 福生 ☎ 552・5027へ。

乳幼児とのスキンシップあそび

手あそび、おはなし、親子あそびをしながら、子育てに関することを気楽に話してみませんか?

【日時】 ①7月3日(木)②7月7日(月)ともに午前11時～午後0時30分(直接会場へ)

②ともに同内容
【場所】 ①かえで会館(駐車場はありません)
②福祉センター

【対象】 市内在住の乳幼児と保護者

※動きやすい服装でお越しください。

【問合せ】 社会福祉協議会・ふっさボランティア・市民活動センター ☎ 552・2122



臨時福祉給付金を支給します

臨時福祉給付金は、4月からの消費税率引き上げに伴い、所得の低い方々への負担を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として支給されます。

【対象】 平成26年1月1日時点で福生市に住民登録があり、平成26年度分の市民税(均等割)が課税されない方(年齢制限なし)。ただし、ご自身が課税者の扶養となっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外となります。

【給付額】 1人につき10,000円。さらに次の方には5,000円が加算されます。

・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
・児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など

【申請先】 平成26年1月1日時点で住民登録されている市区町村へ申請します。1月2日以降に福生市に転入された方は、前住所地の市区町村へお問い合わせください。

【申請書】 申請書の発送および申請

受付は、7月1日からの予定です。
【手続き】 申請・支給手続きについては、現在準備を進めています。

【手続き等に関する問合せ】 6月からコールセンターを設置し、専用ダイヤルで対応します。申請・支給手続き、受給の可否の判断等の詳細は、6月に配布するチラシをご覧ください。なお、受給可否については、電話ではお答えすることができません。

▼臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金に関する振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意を

市や厚生労働省などが次のようなことを行うことは絶対にありません。

・ATM(銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いしたり、手数料などの振込みを求めること

・現時点で、市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会すること

【問合せ】 社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎ 551・1735

7月1日から「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付が始まります

平成26年1月1日時点で福生市に住民登録がある方が対象です。

【支給対象者】

次のどちらも満たす方

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給
②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(広報ふっさ5月1日号参照)

【対象児童】 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童(臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等を除く) ※平成26年3月末で中学校を卒業している場合でも対象児童に含まれます。

【申請期間】 7月1日(火)～9月30日(火)

【申請方法】 平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象の方に申請書を郵送します(公務員の方を除く)。提出の際には、必要に応じて添付書類がありますので、児童手当現況届に同封されるご案内や、申

請書などをご確認ください。

【公務員の方】 職場からの「証明書」「申請書」を提出してください。また、口座が確認できる書類として、通帳やキャッシュカードの写しの添付が必要です。必要な添付書類は申請書等をご確認ください。

【注意事項】

- ・申請期間外の申請や、平成26年1月1日時点で福生市に住民登録がない方は申請できません。
・臨時福祉給付金の支給対象となる方は、別途申請が必要です。
・申請期間等は、各市区町村により異なります。福生市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村にお問い合わせください。

【提出先】 送付された申請書を申請期間内に返信用封筒で返送していただくか、直接市役所1階8番子育て支援課子育て支援係窓口へご持参ください。

【問合せ】 子育て支援課子育て支援係 ☎ 551・1737